

令和7年度 登別市立登別中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員が共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒等はいない」という共通認識に立ち、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項）

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

(3) いじめの具体的な内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、「犯罪行為として取り扱うべきもの」や「児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなもの」も含まれ、早期に警察に相談し通報することが必要な場合があることを認識する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内におけるいじめ防止の対策を行うために、以下の措置を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<いじめ対策委員会>

構成：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、該当学年担任他

活動：①未然防止のための年間活動計画の作成

②調査及び教育相談に関すること

③いじめ事案の対応に関すること

④いじめに関する生徒理解に関わること

⑤いじめ防止基本方針の評価・改善に関すること

開催：月例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- (2) いじめ防止を多角的な視点を持って実行的に行うために、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

<地域いじめ対策委員会>

構成：校長、教頭、生徒指導主事、PTA正副会長、コミュニティ・スクール正副委員長他

活動：①未然防止のための年間活動計画の承認

②調査及び教育相談に関することの報告

③いじめ事案の対応に関することの検討

④いじめに関する生徒理解に関わることの検討

開催：定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの未然防止のための取組

いじめ未然防止プログラム（別紙）をもとに、『生徒の居場所づくり』『生徒同士の絆の強化』『いじめが起きない環境づくり』の観点で、下記の取組を行う。適宜検証し改善を加えていく。

(1) わかる授業づくり

生徒等一人ひとりが達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒等がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 体験活動の充実

他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(4) 学級経営の充実

学級活動に、互いのよさを見つけ、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、生徒等の自己有用感や自尊感情を育ませる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校生徒等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4. いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年2回、生徒等に対するアンケート調査を実施する。

(2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全生徒等を対象とした教育相談を実施する。

(3) 連絡帳の活用

連絡帳を活用し、生徒等及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

5. いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒等・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒等が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた生徒等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ※ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。